

西宮市高齢者交通助成事業のあり方検討懇話会設置要綱

(設置目的)

第1条 急速に高齢化が進展する中で、西宮市高齢者交通助成事業(以下「事業」という。)の今後のあり方を検討するため、西宮市高齢者交通助成事業のあり方検討懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 懇話会は、9人以内をもって構成し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民から公募で選出された者
- (2) 市内福祉関係団体等の関係者
- (3) 学識経験のある者

(検討事項)

第3条 懇話会は、事業の今後のあり方について、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 事業の目的や対象者、事業費等に関すること。
- (2) その他、事業の今後のあり方を検討するうえで必要となる事項。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により決定する。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長が欠けた時に座長の職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、市長が委嘱した日から平成25年3月31日までとする。

(会議)

第6条 懇話会は座長が招集し、議事進行する。

- 2 懇話会は、委員総数の過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(会議の公開)

第 7 条 懇話会の会議は、これを公開する。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると検討会が認めた場合は、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

2 前項の公開は会議の傍聴及び会議結果の公表の方法により行う。

(事務局)

第 8 条 懇話会の事務局は、健康福祉局福祉総括室健康福祉計画課及び福祉部高齢福祉課に置く。

2 懇話会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営等に必要な事項は、座長が定める。

付則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 4 年 3 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される会議は、第 5 条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。